区分・種別	県指定有形文化財（建造物）		
名　　称	こうりゅうじさんじゅうのとう 興隆寺三重塔		
所　在　地	西条市丹原町古田		
所　有　者	興隆寺	管 理　団 体	
指定年月日	平成16年4月16日		
解　　説	興隆寺三重塔は、天保7（1836）年に建立されたもので、一階は三間四方で、内部は四天柱を立て、床を張り、廻縁（まわりぶち）を設け、心柱（しんばしら）は一階天井で止めて一階内部に下ろさないという、中世以来の典型的な塔婆（とうば）の形式を示すものである。一階内部は、四天柱内を仏壇とし、三方に扉を設けて入側から区画する。心柱は、一階天井の野梁（のばり）に渡した心柱受けの柱盤に立つ八角柱である。二重目と三重目の内部は、通例に従わず、それぞれ床と天井を張り、四天柱は正式に円柱に仕上げる。したがって、三階建ての三重塔である。また、各階には廻縁を設けるが、通例のような見せ掛けのものとはせず、縁板（えんいた）を張って、実際に上を歩行することができる。 各重の逓減率（ていげんりつ）は、江戸時代後期の三重塔として著しく大きく、そのため安定した古式で優美な姿を見せている。細部は和様を基調としており、尾垂木（おだるき）入りの和様三手先の組物を用いる。柱間寸法が小さいので、中備（なかぞなえ）はない。軒は初重と二重を平行繁垂木（しげたるき）、三重を唐様の扇繁垂木（おうぎしげたるき）とする。内部の構造は、各重の四天柱上に野梁を組み、その野梁で上重の四天柱の柱盤を支えている。また、屋根の荷重も野梁で受けており、江戸時代後期の進歩発展した構造となっている。		